

# 平成27年度 第1回行財政改革推進本部会議要旨

日時：平成27年8月18日（火）

午前10時10分から

会場：第3・4委員会室

## [事前説明]

### 1 第三セクターについてのこれまでの経過

本市では、平成17年に「第三セクター等に対する関与方針」を制定し、第三セクターに対する点検評価を実施してきたところであるが、平成21年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、第3セクターの負債・債務を含めた将来負担比率の指標も加え、より一層の健全経営が求められることとなった。

また、「第三セクター等改革推進債」という地方債が創設され、この地方債を活用し、平成23年12月に石巻土地開発公社を解散した。

平成25年度4月には、国の第三セクターの抜本的改革及び取組状況の議会・住民への説明等の要請を受け、「第三セクターに関する指針」を施行した。

この指針の対象法人は、石巻市が資本金の25%以上出資している7法人に加え、経営に実質的な立場を確保している法人及び市が貸付、損失補償等の金融支援を行う法人の2法人を加えた9法人となる。また、指針では、この9法人について、経営状況等を評価し、必要な場合は専門委員による評価検討を行う判断基準を設けている。

平成26年3月には「第三セクターに関する指針」により専門委員による評価検討が必要とされた3法人について、専門委員の意見・改革案をいただき、5月に市としての取組方針、7月には対象法人からの取組方針実施計画を受け、現在取組を行っている。

## [審議事項]

### 1 第三セクターの経営状況等について

以下の第三セクターについて、設立経過、事業概要、経営目標、財務状況、及び法人に対する市の関与の考え方について、所管部局より説明。

- ① 公益財団法人石巻地域高等教育事業団
- ② 株式会社かほく・上品の郷
- ③ 一般社団法人おしかパブリックサービス
- ④ 公益財団法人慶長遣欧使節船協会
- ⑤ 一般社団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
- ⑥ 株式会社街づくりまんぼう
- ⑦ 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
- ⑧ 石巻産業創造株式会社
- ⑨ 網地島ライン株式会社

## 2 専門委員による評価・検討の必要性について

指針に示す以下の判断基準に基づき、専門委員による評価・検討を要する第三セクターは次の3法人となる。

ただし、この3法人につきましては、昨年7月より改革に向けた取組を行っており、引き続き改革に向け取り組んでもらうこととし、本年度については、専門委員による評価検討は行わないこととする。

### 判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人（以下各号に該当した場合）

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

### 判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

### 判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

## 専門委員による評価・検討を要する第三セクター

判断基準	該当する第三セクター
判断基準1	(1) なし
	(2) 網地島ライン株式会社
	(3) 石巻産業創造株式会社、網地島ライン株式会社
	(4) 公益財団法人石巻地域高等教育事業団
判断基準2	なし
判断基準3	なし

## [報告事項]

### 1 公共施設等総合管理計画（案）の中間報告について

本市における既存の公共施設や道路、橋梁等のインフラを含めた全ての公共施設の現状を把握し、人口推計、財政状況等を踏まえ、長期的な視点で公共施設の更新・統廃合・長寿命化等について計画的に実施していくための方針を定める計画を策定している。

現在、公共施設の現状把握及び今後の更新費用等について取りまとめたことから中間報告を行うもの。

#### (1) 背景及び目的

①国では、平成24年12月の笹子トンネルの天井板落下事故を契機に既存公共施設の老朽化対策とし、長寿命化計画を策定。

②平成26年4月に国より、昭和の高度成長期に建設した公共施設の老朽化、人口減少、税収や地方交付税の減による厳しい財政状況等の公共施設の諸問題に対応するため、各自治体に「公共施設等総合管理計画」の策定について要請。

#### (2) 公共施設等総合管理計画の主な内容

##### ①公共施設等総合管理計画の項目

- ・公共施設等の現状及び将来見通し
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- ・施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

##### ②計画策定による主な財政支援措置

公共施設の除却経費の地方債発行が可能。なお、合併自治体では新市まちづくり計画に基づく除却は、合併特例債の発行が可能となる。

#### (3) 中間報告の主な内容

##### ①公共施設の現況

- ・ハコモノ施設で14分類、インフラで6分類に分け担当部署に調査を実施。
- ・ハコモノは629施設、総床面積は約72万6千㎡となっている。
- ・全体では30年以上と未満の割合はほぼ同じだが、学校施設では30年以上が約65%、公営住宅では、復興公営住宅分を除くと約72%となっている。

##### ②総務省推奨の更新費用推計ソフトにより今後の更新費用の試算と課題

- ・50年間で更新費用は5,274億円、年平均で105億円。
- ・現在の工事関係費が年間約50億円と比較し約2倍の費用となっている。
- ・現状の施設をそのまま更新していくことは困難であり、更新の際の多機能化や統廃合等や長寿命化対策などを行っていく必要がある。

#### (4) 今後の予定

これらの課題を踏まえながら総合基本方針、類型別基本方針を平成27年度中に策定。